

第516回（定例）福崎町議会会議録

令和6年12月6日（金）
午前9時30分開会

○令和6年12月6日、第516回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 14名

1番	石川治	8番	小林博
2番	竹本繁夫	9番	河嶋重一郎
3番	牛尾雅一	10番	松岡秀人
4番	大塚記美代	11番	城谷英之
5番	吉高平記	12番	富田昭市
6番	植岡茂和	13番	三輪一朝
7番	宇崎壽幸	14番	前川裕量

○欠席議員（なし）

○事務局より出席した職員

事務局 長 澤田和也 主 事 阿保佑夏

○説明のため出席した職員

町 長	尾崎吉晴	副 町 長	近藤博之
教 育 長	高橋渉	公営企業管理者	福永聡
技 監	津田知宏	町参事兼学校教育課長	大塚謙一
総務課長	岩木秀人	企画財政課長	蔭谷秀樹
税務課長	岡本昌文	地域振興課長	成田邦造
住民生活課長	山本克典	福祉課長	小幡伸一
ほけん年金課長	西村由紀子	農林振興課長	吉田利彦
まちづくり課長	山下勝功	上下水道課長	橋本繁樹
会計管理者	福永知美	社会教育課長	木ノ本雅佳

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 報告第 6号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
- 第 5 報告第 7号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
- 第 6 議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度福崎町一般会計補正予算（第3号））
- 第 7 議案第59号 福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 8 議案第60号 姫路市及び福崎町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約について
- 第 9 議案第61号 福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条

- 例の一部を改正する条例について
- 第 1 0 議案第 6 2 号 福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 1 議案第 6 3 号 福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 2 議案第 6 4 号 福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 3 議案第 6 5 号 令和 6 年度福崎町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 第 1 4 議案第 6 6 号 令和 6 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 5 議案第 6 7 号 令和 6 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 6 議案第 6 8 号 令和 6 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 7 議案第 6 9 号 令和 6 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 8 議案第 7 0 号 令和 6 年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 9 議案第 7 1 号 令和 6 年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 報告第 6 号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
- 第 5 報告第 7 号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
- 第 6 議案第 5 8 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度福崎町一般会計補正予算（第 3 号））
- 第 7 議案第 5 9 号 福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 8 議案第 6 0 号 姫路市及び福崎町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約について
- 第 9 議案第 6 1 号 福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 0 議案第 6 2 号 福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 1 議案第 6 3 号 福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 2 議案第 6 4 号 福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 3 議案第 6 5 号 令和 6 年度福崎町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 第 1 4 議案第 6 6 号 令和 6 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 5 議案第 6 7 号 令和 6 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第

- 1号)について
- 第16 議案第68号 令和6年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第17 議案第69号 令和6年度福崎町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第18 議案第70号 令和6年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第19 議案第71号 令和6年度福崎町下水道事業会計補正予算(第1号)について

開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。

第516回福崎町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

師走を迎え、今年もいよいよ残すところ一月足らずとなり、日頃の寒さが増し、冬の訪れを感じる季節となりました。皆様におかれましてはご健勝にてご参集を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本定例会に提案されます案件は、報告第6号から議案第71号までの報告2件、議案14件の計16件であります。いずれも重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただき、また、議事の円滑なる運営につきましても、格別のご協力をお願いいたしまして、本定例会の開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しております。よって、第516回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。

また、総務課及び事務局から写真撮影の申出が出ておりますので、許可いたします。

ただいまから第516回福崎町議会定例会を開会いたします。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長が指名いたします。

2番、竹本繁夫議員
8番、小林博議員

以上の両議員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

議 長 日程第2は、会期の決定であります。

会期の決定の件を議題といたします。

去る11月29日、議会運営委員会を開いて検討をお願いいたしましたところ、既に皆様に配付しております日程表案のとおり、本日から12月20日までの15日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から12月20日までの15日間といたします。

日程第3 諸報告

議 長 日程第3は、諸報告であります。
9月27日の第515回福崎町議会定例会閉会后、本日までの議会活動について、事務局に報告をさせます。

事務局 議会活動報告をいたします。

報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。

10月28日、太子町あすかホールにおいて、兵庫県町議会議長会議員研究会が開催され、各議員、議長が出席いたしました。

11月13日、NHKホールにおいて、第68回町村議会議長全国大会が開催され、議長が出席いたしました。

11月25日、ホテルモンテレ姫路において、神崎郡町村議会議長会議長研究会が開催され、議長が出席いたしました。

その他の議会活動報告は、配付のとおりです。

以上です。

議 長 以上で、議会活動報告を終わります。

また、例月出納検査の報告書、定期監査結果報告書、陳情書及び一般質問答弁においてのその後の経過報告書が議長宛てに提出されております。その写しを配付しております。

次に、議案の上程及び議案説明であります。

これより、報告第6号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）から、議案第71号 令和6年度福崎町下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの16件を議題といたします。

これから上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めてまいります。

町 長 皆さん、おはようございます。本日は第516回定例会を招集しましたところ、全員のご出席を賜り、ありがとうございます。

今年は、世界的な選挙イヤーでした。1月に台湾総統選挙、3月にロシア大統領選挙、そして11月にはアメリカ大統領選挙が行われ、共和党のトランプ氏の返り咲きが決まりました。一度選挙で敗れた大統領が返り咲くのは132年ぶりとのこと。民主党のハリス候補とはほぼ五角の戦いと言われていましたが、結果はトランプ氏が激戦州の全てを制し圧勝でした。やはり、今のアメリカ国民の関心事が経済問題や移民問題などの身近な事柄に向いているのだなと感じました。民主党のオバマ氏が大統領のときに、アメリカは世界の警察官ではないと宣言されたと記憶していますが、アメリカ第一主義の傾向がますます強くなってくると思います。

国内では、今年は与野党の党首に交代があった年でありました。新党首の下で首相を選ぶ臨時国会が10月1日に開会され、自民党の石破茂総理大臣が誕生しました。石破首相は間髪を入れず衆議院を解散し総選挙が行われましたが、今回の選挙は政治とカネの問題が大きな争点となりました。その結果、与党が大敗、過半数割れとなり政界に激震が走っているところです。11月28日から臨時国会が始まりましたが、補正予算の審議、そして来年の通常国会での当初予算の審議など与野党の攻防が激しくなることが予想されます。しかし、ここは国民生活において重要な課題解決に向け、与野党協議の上で前に進めてい

っていただきたいと思っています。

次に、兵庫県知事選挙が行われ、齋藤氏の再選が決まりました。今回の争点は、混迷する県政の立て直しを誰に託すのかを問う選挙でしたが、県民の審判は齋藤氏に引き続き県政を担ってほしいというものでした。一方で、文書問題による百条委員会や第三者委員会はそのまま継続するということであります。この混乱が収束するまでには、まだしばらく時間がかかりそうですが、できるだけ早くこの混乱を収めていただきたいと思います。町としては、信任された齋藤知事と連携・協力して町政を進めていくことが大切だと思っています。

さて、福崎町の財政は今、大変厳しい状況にあります。一昨年は1億円、去年は2億円を超える財政調整基金の取崩しを行いました。今年も相当な取崩しが見込まれる状況にあります。

そのような中でも神崎郡3町で進めている新ごみ処理施設の建設事業や中播消防署の建て替え事業は多額の事業費となりますが、広域での約束ですので進めなければなりません。町事業でも、重点事業として取り組んでいる町道福崎駅田原線、千束新町線は継続事業として整備を進める必要があります。また、町民の安全・安心を守るため、公共下水道で進めている川すそ雨水幹線工事も完成させなければなりません。

私は、福崎町の重要課題の一つは少子高齢、人口減少だと思っています。ただ、この課題が簡単に解決できるとも思っていません。人口減少はある程度受け入れざるを得ません。けれども魅力のある、住みよいまちづくりを進めることによって人口減少をできるだけ食い止めたいと思っています。

そのほかにも様々な重要事業がありますので優先度を見極めながら「活力にあふれ 風格のある 住みよいまち」を目指してまちづくりを進めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

続いて、各課からの所管事項報告です。

総務課では、令和7年度採用、職員採用試験の第二次試験を10月29日に実施しました。一般行政職は13人が受験し6人が合格、保健師は4人が受験し2人が合格となりました。

会計年度任用職員の募集について、町広報紙、回覧文書などでお知らせしていますが、募集期間は12月16日から26日まで、試験日は1月10日です。

選挙人名簿の定時登録者数は、12月1日基準日現在、男子7,328人、女子7,955人、計1万5,283人となり、9月基準日より22人の減となっています。

企画財政課です。

10月から建設工事及び業務委託について電子入札を導入し、実施しています。

11月7日に第1回福崎町まち・ひと・しごと創生推進本部会議を開催し、福崎町総合戦略【第3期】策定に向け、人口ビジョン、基本目標、アクションプランなどの内容の検討を行いました。

11月8日に、令和7年度予算編成指示会議を開催し、予算編成方針を通知しました。私からは、厳しい財政状況ではありますが、各課それぞれの重点事業について地方創生交付金の活用など財源の確保もしっかりと考えながら事業を進めるよう指示をしました。

税務課では、10月30日に第3回滞納整理対策委員会を開催し、上半期収納状況についての報告のほか、法的措置及び滞納処分について協議しました。

今後、年末に向けて町税滞納者を対象に、姫路県税事務所と合同で一斉催告を行います。これに対して何の反応も示さない方に対しては夜間電話催告を実施

し、それでもなお連絡の取れなかった方などを対象に、夜間臨戸徴収を実施することで滞納額の減少に努めます。

地域振興課です。

第49回福崎秋まつりを10月26日に開催しました。晴天の中、ステージイベント・飲食・物販などの産業祭や野球解説者の金村義明氏による文化講演会、各種キャンペーンなど、約3,000人の来場者で盛り上がりました。今年は、福崎町・遠野市友好都市共同宣言調印10周年を記念して、遠野市長、遠野市議会議長のご挨拶に続いて、福崎町のもち麦と遠野市のホップを原材料にしたクラフトビール「カップエール」のお披露目がありました。

クリスマスFukuランタンを、12月21日に辻川山公園で開催します。冬の澄み切った夜空にスカイランタン200個を一斉に舞い上げますので幻想的なクリスマスの一夜になると思います。

1月29日・30日に東京駅地下のKITTE丸の内において、もち麦関連食品やふるさと納税返礼品の紹介と販売、町内製造品の展示など、町の魅力・地場産業の魅力をPRする物産イベント「福崎フェア」を開催します。

住民生活課です。

10月12日、第30回全国消防操法大会が宮城県利府町の総合運動公園グラウンディ・21で開催され、福崎町消防団庄分団が小型ポンプの部で兵庫県代表として出場し、準優勝というすばらしい成績を収めました。

消防団非常呼集訓練を11月3日早朝に実施し、秋季全国火災予防運動に先駆け、町内防火パレードを実施しました。

第35回自然歩道を歩こう大会を11月23日に、東コースで実施しました。不安定な天候でしたが、648人の参加がありました。

12月1日から10日まで、年末の交通事故防止運動を展開し、各種のキャンペーンを実施します。

12月26日から30日まで、消防団年末特別警戒を実施します。また、消防団出初式を来年1月12日に田原小学校で開催します。

福祉課です。

10月25日に開催した老人グラウンド・ゴルフ大会は、晴天の中32チーム、178人の参加があり、盛大に実施することができました。

12月3日から9日までは障害者週間で、8日には、エルデホールにおいて、障害者週間普及啓発事業として障がい者のダンスバトルなどのイベントを開催し、障がいのある方々の発表の場を通して障がいに対する理解を深めます。そして、誰もが個性を尊重し合える共生社会の実現を目指します。

ほけん年金課では、健康づくりイベントを福崎秋まつりで実施し、食育スタンブラリーや体内成分バランス測定などを行いました。

11月18日と24日に、今年度最後のまちぐるみ健診を実施しました。今年度は全体で2,666人が受診されました。

新型コロナウイルスワクチン接種は、令和6年度から定期接種となり、65歳以上の方と60歳から64歳で心臓などに障がいのある方を対象に、3,000円の個人負担をいただき、10月15日から実施しています。高齢者のインフルエンザ予防接種については、1,500円の個人負担で実施しています。いずれの接種も、町民税非課税世帯は無料としています。

また、中学3年生までの子どもに対するインフルエンザ予防接種費用の一部助成も、引き続き実施しています。

農林振興課です。

10月25日、市川町ひまわりホールにおいて神崎郡農業委員会協議会の研修が、約60名参加の下、開催され、令和7年度以降の権利設定について学びました。

松くい虫被害により長期間放置された枯れ松及び過年度にナラ枯れにより枯死した樹木を伐倒処理することで、地域の景観維持を図る景観伐倒対策事業を福田、高岡、八千種、高橋地区の山林で、また、令和6年度にナラ枯れ被害のあった樹木の伐倒処理を福田、高岡、西治、高橋地区の山林で実施します。

まちづくり課です。

道路事業では、福崎駅へのアクセス強化を図るため、引き続き町道福崎駅田原線及び千束新町線を、また、通学路の交通安全整備として大貫山田線を、それぞれ関係者の協力を得ながら用地買収等を推進しています。橋梁では、福崎町橋梁長寿命化修繕計画に基づく定期点検の実施や橋梁の補修工事を実施します。

河川では、今年度も緊急浚渫事業債を活用し、支障木の伐採などを実施し、防災に努めます。

都市計画では、地元及び県と調整を図りながら、土地利用基本計画の変更を実施するとともに、特別指定区域の見直しについても検討を進めています。

また、町内に点在する空き家等の適正管理、活用促進については、令和6年6月に指定を受けた空家等活用促進特別区域を有効に活用しながら、空家等対策計画に基づき推進しています。

上下水道課です。

水道事業では、西治地区において、三ノ宮配水池送配水管更新工事（第2工区）の契約を締結し、工事に着手しました。災害に強いライフラインの構築を目指します。また、市川を横断する八反田水管橋の耐震化工事を進めています。今年度を含む3年計画で老朽化した水管橋を補強します。

雨水幹線整備では、南田原地区の川すそ雨水幹線工事（その13）が完了し、今後は（その14）工事の発注に向けて、関係機関との協議及び入札準備を進めていきます。また、福田・駅前地区の直谷第2雨水幹線工事においては、（その4）工事の契約を締結しました。この工事が完了すると、舗装を残し、直谷第2雨水幹線工事の整備が全て完了することになります。

上下水道事業審議会においては、現在、下水道事業の適正な使用料水準について審議いただいています。今後、適正妥当な答申をいただけるよう事務を進めます。

学校教育課です。

子育て支援における計画的な事業推進の基本となる第3期子ども・子育て支援事業計画策定を進めており、11月27日から12月26日にかけてパブリックコメントを実施しています。福崎町子ども・子育て会議で審議いただき、様々な意見を反映した計画を策定いたします。

社会教育課では、柳田國男・松岡家記念館において企画展「柳田國男の旅～秋風帖・雪国の春・海南小記～」を12月8日まで開催しています。

歴史民俗資料館では、新たに発見された資料を中心に福崎町の交通の変遷を追う特別展「福崎の交通変遷」を12月8日まで開催しています。

大庄屋三木家住宅では、「大庄屋のお仕事－姫路藩辻川組三木家の奮闘－」と題した特別展を12月1日まで開催しました。

福崎町人権・青少年健全育成フェスティバルを明日、12月7日にエルデホールで開催します。人権ポスターや標語の展示、小中学生の主張・体験発表のほか、「外国籍住民の人権」についての講演を予定しています。

エルデホールでは、12月15日、原田節「オンド・マルトノの世界」を開催します。

令和6年度の二十歳のつどいを、来年1月13日、成人の日エルデホールで開催します。企画運営は、各中学校から紹介を受けた10人で組織する実行委員会において検討いただいているところです。

さて、今議会に提出いたします議案等につきましては、報告2件、議案14件の計16件です。

報告第6号は、役場車両の物損事故における損害賠償の額を定め和解することについて、専決処分をしたため、議会に報告するものです。

報告第7号は、役場駐車場での草刈り作業による物損事故における損害賠償の額を定め和解することについて、専決処分をしたため、議会に報告するものです。

議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度福崎町一般会計補正予算（第3号））は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,080万円を追加するもので、衆議院議員総選挙及び兵庫県知事選挙に係る増額補正について、議会を開く時間がなく、専決処分させていただき、その承認を求めるものです。

議案第59号は、福崎町固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴う人事案件で、新たに中塚英利氏を選任することについて議会の同意を求めるものです。

議案第60号 姫路市及び福崎町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約は、デジタルインフラ整備や介護分野での新たな連携を行うにあたり、連携協約を変更することについて議会の議決を求めるものです。

議案第61号 福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第62号 福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第63号 福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、いずれも人事院勧告に基づき、それぞれの条例を改正することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第64号 福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、投票所及び期日前投票所の投票立会人を交代制により選任した場合における報酬の額を定めるものです。

議案第65号 令和6年度福崎町一般会計補正予算（第4号）についてから、議案第71号 令和6年度福崎町下水道事業会計補正予算（第1号）については、令和6年度の各会計の補正予算で、主に人事異動、人事院勧告に伴う人件費の補正について、議会の議決を求めるものです。

以上、報告が2件、議案は、専決処分の承認が1件、人事案件が1件、条例改正が4件、補正予算が7件、その他1件の全16件となっています。

詳細説明は副町長及び担当課長が行いますので、ご審議賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

議 長 ただいま町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご了承ください。

日程第4 報告第6号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）

日程第5 報告第7号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）

議長 日程第4、報告第6号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）及び日程第5、報告第7号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）の両議案を一括議題といたします。

両議案に対する詳細なる説明を求めます。

総務課長 報告第6号及び7号は、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）です。

まず、報告第6号について、ご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定及び、議会の権限に属する事項中、町長が専決処分することができる事項の指定により、物損事故における損害賠償の額を定め和解することについて、次のとおり専決処分を令和6年10月25日にしたため、地方自治法第180条第2項の規定によりこれを報告いたします。

報告第6号説明資料に事故発生場所の位置図、事故発生状況図をお示ししておりますので、ご参照ください。

議案に戻りまして、事故の発生は、令和6年9月18日、午前10時50分頃です。

事故の発生場所は、福崎町山崎810番地1で山崎公民館の北です。相手方は記載のとおりです。

事故の概要は、ほけん年金課の職員が運転する町公用車を山崎公民館入口付近で後退させた際、公民館入口前にあるスロープの手すりに接触したものです。

損害賠償額は、破損した手すりの修理に要する費用3万7,400円です。

以上、報告第6号の説明とさせていただきます。

続きまして、報告第7号について、ご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定及び、議会の権限に属する事項中、町長が専決処分することができる事項の指定により、物損事故における損害賠償の額を定め和解することについて、次のとおり専決処分を令和6年11月6日にしたため、地方自治法第180条第2項の規定によりこれを報告いたします。

報告第7号説明資料に位置図及び事故の状況をお示ししておりますのでご参照ください。

議案に戻りまして、事故の発生日は、令和6年9月10日午前8時頃、事故の発生場所は福崎町役場の駐車場で、庁舎の西、姫路信用金庫福崎支店の北側です。

相手方は、議案に記載のとおりで、役場職員であります。

事故の概要は、福崎町役場駐車場の草刈り作業を、ナイロンコードを装着した草刈り機で総務課職員が行っていたところ、飛び石により、相手方の車両の左側後部座席ガラス等を損傷させたものです。

損害賠償額は、相手方車両の修理代等で53万200円です。

以上、報告第6号及び第7号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

日程第6 議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度福崎町一般会計補正予算（第3号））

議 長 日程第6、議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度福崎町一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第58号についてご説明申し上げます。

今回の専決につきましては、衆議院議員総選挙が、10月9日に衆議院が解散し、10月15日公示、10月27日投開票、また、兵庫県知事選挙が知事失職に伴い10月31日告示、11月17日投開票という日程となったため、選挙事務の準備等の予算が必要となりましたが、日程がタイトであり議会を開催するいとまがなく、やむを得ず専決をさせていただいたものであります。

専決内容につきましては、次ページの専決処分書によるもので、10月3日付で令和6年度福崎町一般会計補正予算（第3号）を定めたものであります。

補正内容につきましては、次のページで既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,080万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を102億6,250万円とするものであります。

第1表 歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書、歳出の7ページ、8ページをご覧ください。

5目、衆議院議員総選挙費1,080万円は、衆議院議員総選挙の期日前投票11日間と投開票及び選挙準備に要する経費を計上しております。そのうち17節、備品購入費の選挙事務用備品購入費45万円は、購入から7年経過した投票用紙分類機制御用パソコン1台の更新費用となっております。

財源につきましては7ページの特定財源の欄で国の委託金が1,060万円で、差引き20万円の一般財源につきましては、先ほどご説明いたしました投票用紙分類機制御用パソコンがほかの選挙でも使えるということで購入費45万円のうち9分の5の25万円が委託金の対象で、対象外の20万円が町負担となっております。

次に7ページ、8ページの下段から9ページ、10ページにかけての6目 兵庫県知事選挙費1,000万円は、兵庫県知事選挙の期日前投票16日間と投開票及び選挙準備に要する経費を計上しております。財源は県委託金を10分の10充当しております。

なお、議案第58号資料にそれぞれの選挙について令和3年度執行分との予算比較表をつけております。

次に歳入の5ページ、6ページをお開きください。

20款、繰越金、1目、繰越金20万円は、先ほど歳出でご説明いたしました衆議院議員総選挙費の一般財源分に充当しております。

以上、議案第58号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

日程第7 議案第59号 福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議 長 日程第7、議案第59号 福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

副 町 長 議案第59号 福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員は、地方税法第423条第3項の規定に基づき、町の住民、町税の納税義務者、または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから議会の同意を得て、町長が選任するものと定められています。委員の定数は3名で任期は3年であります。その職務につきましては、固定資産課税台帳に登録された評価額に対する不服申立てがあった場合に評価額の審査決定を行います。

現委員の尾上定信氏が12月19日に任期満了となり退任されるにあたり、新たに中塚英利氏の選任をお願いするものでございます。

中塚氏の住所は、福崎町八千種3648番地、昭和31年4月27日生まれの現在68歳でございます。

経歴等につきましては、議案第59号資料をご覧ください。

最終学歴、職歴等は、ページ左側に記載しているとおりであります。

また、右側には中塚氏の固定資産評価審査委員会委員としての抱負をお示ししております。

ページ下側は委員の任期一覧表となっておりますので、ご参照ください。

中塚氏は人格が高潔で識見が高く、地域住民の代表として、固定資産評価審査委員会委員に適任でありますので、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案説明といたします。

日程第8 議案第60号 姫路市及び福崎町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約について

議 長 日程第8、議案第60号 姫路市及び福崎町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第60号 姫路市及び福崎町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約について、ご説明申し上げます。

連携中枢都市圏形成に係る連携協約につきまして、中心となる姫路市と近隣の市町（7市・8町）が対等な関係の下、連携し、人口減少・少子高齢化社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、圏域の魅力を高めるとともに、住民が安心して暮らせる圏域づくりを推進するもので、平成27年4月5日に姫路市と福崎町で連携協約を締結し、令和5年2月16日に一部変更しました。この連携協約の一部を変更する連携協約を締結するため、地方自治法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

連携協約の変更概要につきましては、議案第60号資料の1ページをご覧ください。

資料左側の1、概要の中ほどになりますが、姫路市では現在、令和7年度から令和11年度にかけて連携して取り組む事業などを示した第3期播磨圏域連携中枢都市圏ビジョンの作成を進めており、その中でデジタル技術を活用した連携事業の推進等、圏域全体でDXの推進を図るため、デジタルインフラ整備やデジタル技術を活用した介護分野での新たな連携を行うにあたり、現在締結している連携協約の一部を変更するものであります。

連携協約の変更内容につきましては、2変更内容等の①になりますが、連携協約第3条各号で記載しておりました、連携を図る事務、取組内容及び役割分担を削り、別表化しております。また、②のとおり、別表化にあたり、連携中枢都市圏構想推進要綱の規定に準じた内容とした上で、介護、デジタルインフラ

整備など、今後の連携に向けて検討を行う取組を加えており、別表化した取組内容につきましては資料 1 ページ右側に記載のとおりで、着色部分が今回新たに追加し、連携協約を締結する項目となっております。

議案資料 2 ページは、連携中枢都市圏ビジョンで連携する取組についての現行の第 2 期ビジョンと次期の第 3 期ビジョンの比較表となります。現行第 2 期ビジョンの 5 6 事業から次期第 3 期ビジョンでは 4 5 事業に整理統合される予定であります。

議案資料 3 ページは現在の第 2 期ビジョンで連携している事業の一覧となっております。全 5 6 事業のうち、福崎町は 4 5 事業で連携を行っております。この連携協約は令和 7 年 4 月 1 日から効力を生ずるものとしております。

議案第 6 0 号資料 4 ページから 1 5 ページにかけては、新旧対照表をつけております。

今後のスケジュールは、姫路市及び連携市町の議会の議決後、令和 7 年 2 月に連携市町と姫路市との間で、それぞれ一部変更の連携協約を締結することとなります。

以上、議案第 6 0 号についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

- 日程第 9 議案第 6 1 号 福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 議案第 6 2 号 福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 1 議案第 6 3 号 福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 2 議案第 6 4 号 福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第 9、議案第 6 1 号 福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第 1 2、議案第 6 4 号 福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでの 4 議案を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

総務課長 議案第 6 1 号、6 2 号及び 6 3 号は令和 6 年 8 月の人事院勧告に係るものでございます。

人事院の給与勧告の骨子につきましては、議案第 6 2 号説明資料の 1 0 ページにお示ししておりますのでご覧ください。こちらで説明をいたします。

今年の人事院勧告は、月例給、ボーナス（期末勤勉手当）とも増額の勧告となりました。

福崎町では国の人事院勧告にならい、月例給は公務員給与と民間給与との格差 2. 7 6 % を解消するため、初任給を高卒で約 1 2. 8 %（金額では、2 万 1, 4 0 0 円）、大卒では約 1 2. 1 %（金額では約 2 万 3, 8 0 0 円）引き上げるなど行政職給料表を引上げ改正するものです。

2 つ目には、ボーナス（期末勤勉手当）の引上げです。0. 1 0 月分の引上げとなり、期末手当及び勤勉手当に 0. 0 5 月分ずつ均等に配分されます。

これらの勧告を踏まえて条例改正をしようとするものであります。

まず、議案第61号 福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてです。

議案第61号説明資料の1ページをお開きください。新旧対照表になります。

上段は、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）です。

期末手当として条例第4条第2項の表中、12月1日の基準日に6か月の在職期間を有する者に支給する期末手当の額を0.10月分引き上げ、100分の222.5を100分の232.5としますほか、それぞれ在職期間に応じた支給率も改め、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用いたします。

下段は第2条関係でございます。

これは令和7年度以降の期末手当で、6月、12月とも同率に改正するもので、条例第4条第2項の表中、6月1日及び12月1日の基準日に関して6か月の在職期間を有する者に支給する期末手当の額を100分の227.5としますほか、それぞれ在職期間に応じた支給率も改めています。この改正は、令和7年4月1日から施行するものです。

続きまして、2ページは、福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正でございます。

先ほどの特別職の条例改正と同様の改正内容でございます。

なお、この改正によりまして、特別職及び議会議員の期末手当の年間支給月数は4.45月分から4.55月分となります。

続きまして、議案第62号の説明をさせていただきます。

議案第62号説明資料の1ページをご覧ください。新旧対照表です。

福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）です。

条例第27条第2項第1号の改正は期末手当の改正で、12月支給の期末手当を0.05月分引き上げ、100分の127.5に改めるものです。

条例第28条第2項第1号の改正は勤勉手当の改正で、12月支給の勤勉手当を0.05月分引き上げ、100分の107.5に改めるものです。

別表第1（第7条関係）は行政職給料表を改めるもので、民間における初任給の動向や公務において人材確保が喫緊の課題であることを踏まえて若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定しています。

この改正は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものでございます。

6ページをお願いします。第2条関係です。

第27条は期末手当の改正で、6月、12月期末手当を、どちらも100分の125にするものです。

第28条は勤勉手当の改正で、6月、12月勤勉手当を、どちらも100分の105にするものです。

これにより6月、12月とも同率となり、期末勤勉手当合わせて支給月数は合計で4.60月分です。

第2条の改正は令和7年4月1日から施行します。

8ページは先ほど説明した、期末手当及び勤勉手当の改正を職種ごとに分かりやすく表にしたものでございます。

9ページは、令和7年度からのものです。

なお、今回の人事院勧告を踏まえて行う給与改定に伴う影響額は、特別職、議

員、町職員合わせて年間で約5,319万4,000円の増額となります。

続きまして、議案第63号 福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてです。

会計年度任用職員の給料は、一般職の職員の給与に関する条例の給料表の1級2級をそのまま利用しておりますので、今回の人事院勧告を受け改正するものです。

この改正は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用します。

以上、議案第61号、62号、63号の説明とさせていただきます。

次に、議案第64号 福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第64号説明資料1ページをご覧ください。

1. 改正趣旨です。公職選挙法施行令により、既に交替制が認められている投票所及び期日前投票所の投票立会人について、投票立会人を交替制により選任した場合における報酬の支給を規定するものです。

2. 改正内容です。期日前投票を含む投票立会人が、交替して職務を行うこととする場合には、報酬額に職務時間数を乗じ、これを投票所を開く時刻から投票所を閉じる時刻までの時間数で除して得た額（ただし、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を支給することとします。

計算の例を2つ挙げております。

例1は投票日当日の投票所投票立会人の職務時間が7時から13時30分までの場合です。現行の報酬の額1万2,300円は7時から20時までの13時間の額であり、さきの職務時間は半分の6.5時間ですので、その比率を掛けることで6,150円の報酬とさせていただきます。例2は期日前投票所の場合で現行の報酬の額は8時30分から20時までの11.5時間ですので、例1と同様に計算をしているものでございます。

3の施行期日は、公布の日から施行します。

2ページは新旧対照表をおつけしております。

以上で、議案第64号の説明を終わらせていただきます。4議案ともご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 しばらく休憩いたします。

再開を10時40分といたします。

◇

休憩 午前10時23分

再開 午前10時40分

◇

議 長 会議を再開いたします。

日程第13 議案第65号 令和6年度福崎町一般会計補正予算（第4号）について

議 長 日程第13、議案第65号 令和6年度福崎町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第65号についてご説明申し上げます。

令和6年度一般会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,940万円を追加し、補正後の予算総額を104億190万円とするものであります。

主な補正内容は、人事院勧告及び人事異動等による人件費の増減、税還付・税外還付の増額などであります。

まず、全般に係る人件費の補正内容につきましては、4月1日以降の職員の人事異動による各会計・目間における増減と当初予算で積算していた幼稚園等のフルタイム会計年度任用職員の採用減による減額、パートタイムの採用増による増額、こういったものを精算して計上をしております。

特別職3名を除き、会計年度任用職員、再任用職員を含む618名の一般会計予算に係る人件費補正額は、一般会計職員で1億748万7,000円の増、特別会計・企業会計を含めた全体では1億765万2,000円の増額となります。

一般会計職員の1億748万7,000円の増額の主な内訳ですが、一般職の給料が1,072万8,000円の増、パートタイムの会計年度任用職員に係る報酬が4,337万円の増、期末・勤勉手当などの諸手当が3,951万3,000円の増、県共済負担金・社会保険料負担金などの共済費が1,071万1,000円の増などとなっております。議案資料に全会計の給与費明細をつけておりますのでご参照ください。

第1表 歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書にてご説明申し上げます。

まず、歳出からご説明いたします。

なお、説明につきましては、冒頭でご説明いたしました職員等の人件費に係るものにつきましては割愛させていただきますのでご了承ください。

事項別明細書の11、12ページをご覧ください。

1目、議会費の補正のうち、3節、職員手当等の議員期末手当40万8,000円の増額は、令和6年度人事院勧告による0.1月分の増額となっております。

次のページをご覧ください。

総務管理費の1目、一般管理費、21節、補償補填及び賠償金の損害賠償金56万8,000円の増額は、報告第6号及び報告第7号で説明がありました役場駐車場での物損事故及び山崎公民館での物損事故の和解に係る損害賠償金です。財源は雑入の損害賠償保険金受入金を10分の10充当しております。

4目、会計管理費の一般備品購入費53万8,000円の増額は、庁舎内複合機、コピー機ですが、入替えに伴うコピー枚数集計ソフトの購入費用を計上しております。

次のページをご覧ください。

13目、諸費、償還金のうち、税還付金1,200万円の増額は、申告等による個人住民税・法人町民税・固定資産税の過年度還付金です。

同じく償還金のうち、税外還付金1,551万6,000円の増額は、障害者医療給付費負担金など前年度の実績に基づき清算する返還金が256万円、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る補助金などを実績に基づき精算する返還金134万6,000円、私立認定こども園等に係る子どものための教育・保育給付交付金などを実績に基づき清算する返還額331万円、新型コロナワクチン接種事業に係る補助金等を実績に基づき清算する返還額830万円の合計となっております。

次は25、26ページをお開きください。

1目、社会福祉総務費の27節、繰出金、国民健康保険事業特別会計繰出金36万3,000円の減額は、職員の異動等による人件費の減によるものです。

4目、老人福祉費の介護保険事業特別会計繰出金72万6,000円の増額は人件費の増及び事務費の減によるものです。

6目、後期高齢者医療費の142万3,000円の減額は、兵庫県後期高齢者医療広域連合分賦金の共通経費負担金の精算による減と人件費の増による繰出金の増となっております。

次に37、38ページをご覧ください。

農業費の3目、農業振興費18節、負担金補助及び交付金の230万円の増額は、資源向上支払交付金の共同活動及び施設の長寿命化の国・県補助金配分の増によるもので、それぞれの財源も配分に応じて増額しております。

7目、国土調査費では、県の補助金内示減に合わせ、7節、報償費から12節、委託料までの計22万8,000円の減額としております。歳出減額の4分の3に当たる歳入、県補助金17万1,000円も併せて減額しています。

次に47、48ページをご覧ください。

小学校費の1目、学校管理費、13節、使用料及び賃借料、バス借上料70万円の増額は、町バス運用の都合により町バスが利用できなかった期間の民間代替バスの借上料となっております。

次に57、58ページをご覧ください。

保健体育費の5目、体育館運営費、10節、需用費、電気代26万円の増額は、町民第1体育館のトレーニング室の空調設備設置等により電気代が増加したことによるものです。

次のページをご覧ください。

公債費の1目、元金、長期債元金270万円の減額及び2目、利子、長期債利子340万円の増額は、町債借入先の利率の引上げにより利子が増加し、それに伴い元金が減少したものです。

次に歳入ですが、歳出において説明させていただいたところは省略し、ご説明いたします。事項別明細書1ページ、2ページをご覧ください。

国庫補助金の4目、土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金2,700万円の増額及び道路メンテナンス事業補助金2,300万円の増額の計5,000万円の増額は、道路新設改良事業及び橋梁補修事業の国庫補助事業について、令和5年度実施分に対する補助金の令和6年度交付分を計上しております。

次は5ページ、6ページをご覧ください。

基金繰入金の1目、財政調整基金繰入金7,480万円の増額は、12月補正での一般財源不足を補うものです。補正後の財政調整基金繰入金は5億280万円となっております。

次のページをご覧ください。

前年度繰越金754万円の増額は、基金繰入金と同じく12月補正での一般財源不足を補うものとなっております。

次のページをご覧ください。

21款、諸収入、1目、雑入の2行目から8行目の過年度収入は、各事業の国・県負担金等の実績による追加交付です。

以上が、歳入歳出予算補正に関する説明であります。また、事項別明細書の後ろに給与費明細書をおつけしておりますのでご参照ください。

以上、議案第65号 令和6年度福崎町一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

日程第 1 4 議案第 6 6 号 令和 6 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
について

日程第 1 5 議案第 6 7 号 令和 6 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
について

議 長 日程第 1 4、議案第 6 6 号 令和 6 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正
予算（第 1 号）について及び日程第 1 5、議案第 6 7 号 令和 6 年度福崎町後期
高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）についての、両議案を一括議題とい
たします。

両議案に対する詳細なる説明を求めます。

ほけん年金課長 議案第 6 6 号 令和 6 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1
号）について、説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 7 4 8 万 7,
0 0 0 円を追加し、補正後の予算額を、それぞれ 1 9 億 2 2 8 万 7, 0 0 0 円
とするものです。

詳細につきましては、議案書の事項別明細書でご説明いたします。

事項別明細書の歳出 5、6 ページをお開き願います。

1 目、一般管理費 3 6 万 3, 0 0 0 円の減額は、人事院勧告による給与等の増
と人事異動に伴う補正によるものです。

7、8 ページをお開き願います。

2 目、保険給付費等交付金償還金 1, 7 8 1 万 5, 0 0 0 円の増額は、保険給
付費の県への返還金です。

3 目、特定健康診査等負担金償還金 3, 0 0 0 円の増額は、国、県への特定健
康診査負担金の返還金です。

4 目、その他償還金 3 万 2, 0 0 0 円の増額は、保険者努力支援交付金等の国
への返還金です。

次に、前に戻って歳入の 1、2 ページをお開き願います。

一般会計繰入金 3 6 万 3, 0 0 0 円の減額は、歳出で説明しました職員人件費
の減によるものです。

3、4 ページをお開き願います。

財政調整基金繰入金 1, 7 8 5 万円の増額は、歳出で説明しました国、県への
過年度償還金に充当するものです。

9 ページから 1 1 ページには、給与費明細書を添付しております。また、議案
資料に勘定表をお示ししておりますので、併せてご参照ください。

以上で、議案第 6 6 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 6 7 号 令和 6 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補
正予算（第 1 号）について、説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 7 2 万 5, 0
0 0 円を追加し、補正後の予算額を、それぞれ 3 億 4, 4 9 2 万 5, 0 0 0 円
とするものです。

詳細につきましては、議案書の事項別明細書でご説明いたします。

事項別明細書の歳出 7、8 ページをお開き願います。

1 目、一般管理費 1 6 万 4, 0 0 0 円の増額は、人事院勧告による給与等の増
によるものです。

9、1 0 ページをお開き願います。

1 目、後期高齢者医療広域連合納付金 6 5 6 万 1, 0 0 0 円の増額は、令和 5

年度の出納整理期間中に徴収した保険料を広域連合に納付するものです。

次に、前に戻って歳入の1、2ページをお開き願います。

一般会計繰入金16万4,000円の増額は、歳出で説明しました職員人件費の増によるものです。

3、4ページをお開き願います。

保険料納付金過誤納還付金17万4,000円の増額は、令和5年度の出納整理期間中に町の歳出から還付した保険料について、令和6年度に広域連合から受け入れるものです。

5、6ページをお開き願います。

繰越金638万7,000円の増額は、令和5年度からの繰越金で、令和5年度の出納整理期間中に徴収した保険料と、出納整理期間中に還付した保険料との差額になります。

11ページから13ページには、給与費明細書を添付しております。

また、議案資料に勘定表をお示ししておりますので、併せてご参照ください。

以上で、議案第67号の説明を終わります。

2議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

日程第16 議案第68号 令和6年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議 長 日程第16、議案第68号 令和6年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

福 祉 課 長 議案第68号 令和6年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ360万円を追加し、補正後の予算額を、それぞれ18億5,470万円とするものです。

詳細につきましては、事項別明細書でご説明いたします。

事項別明細書の歳出13、14ページをお開き願います。

1目、一般管理費、358万7,000円の増額は、人事院勧告や職員の異動に係る人件費の補正による増額です。

次、15、16ページをお開き願います。

1目、認定調査費、45万6,000円の減額は、パートタイム会計年度任用職員の退職による減額で、実績見込みによるものです。

17、18ページをお開き願います。

1目、介護予防・生活支援サービス事業費10万5,000円の増額と、2目、介護予防ケアマネジメント事業費20万9,000円の減額は、それぞれ実績見込みによるものです。

19、20ページをお開き願います。

1目、一般介護予防事業費、5万3,000円の減額は、地域のふくろうの会に派遣する歯科衛生士や健康運動指導士などの実績見込みによる減額です。

21、22ページをお開き願います。

3目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費14万8,000円の増額と、7目、認知症総合支援事業費32万9,000円の増額は、人事院勧告による給料、職員手当等の増額です。

23、24ページをお開き願います。

1目、第1号被保険者保険料還付金14万9,000円の増額は、実績見込みによるものです。

次に、歳入のご説明を申し上げます。

歳入1、2ページをご覧ください。

2目、地域支援事業交付金（総合事業）3万円の減額と、3目、地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）19万円の増額、4目、介護予防・日常生活支援総合事業調整交付金1万円の減額は、歳出でご説明いたしました地域支援事業費の補正に伴う増減分でございます。

7目、事務費交付金247万5,000円の増額は、報酬改定等による介護保険のシステム改修費の国庫支出金分の計上でございます。

3ページ、4ページをご覧ください。

2目、地域支援事業支援交付金5万円の減額は、同じく、地域支援事業費の補正に伴う増減分でございます。

5ページ、6ページをご覧ください。

1目、地域支援事業（総合事業）2万円の減額と、2目、地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）9万円の増額は、こちらも歳出でご説明いたしました地域支援事業費補正による県支出金分でございます。

7ページ、8ページをご覧ください。

1目、一般会計繰入金、72万6,000円の増額は、職員の人事院勧告分による増額分や地域支援事業費補正による町負担分の繰入金の増額です。

9ページ、10ページをご覧ください。

1目、介護保険財政調整基金繰入金28万7,000円の増額は、1号被保険者が納付する介護保険料の不足分に充てるものです。

11、12ページをご覧ください。

2目、雑入5万8,000円の減額は、過誤納還付未済金を減額するものでございます。

25ページから27ページには、給与費明細書を添付しておりますのでご参照ください。

また、議案第68号資料に勘定表をお示ししておりますので併せてご参照ください。

以上で議案第68号の説明を終わります。ご審議賜り、ご賛同いただきますようお願いをいたします。

- 日程第17 議案第69号 令和6年度福崎町水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第18 議案第70号 令和6年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第19 議案第71号 令和6年度福崎町下水道事業会計補正予算（第1号）について

議 長 日程第17、議案第69号 令和6年度福崎町水道事業会計補正予算（第1号）についてから、日程第19、議案第71号 令和6年度福崎町下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの3議案を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 3企業会計の補正予算について、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第69号 令和6年度福崎町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

議案の次のページをお開きください。

この補正予算は、職員の人事異動及び人事院勧告による人件費の補正をお願いするものでございます。

補正予算の第2条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の、支出を199万8,000円追加し、4億19万8,000円にしようとするものです。

また3条では、予算第9条に定めた職員給与費を199万8,000円追加して、3,962万8,000円とします。

それでは補正内容について、ご説明申し上げます。

補正予算に関する説明書、水補1ページに実施計画を添付しておりますが、説明につきましては、議案第69号資料をご覧ください。

収益的収入及び支出の支出でございます。

営業費用において、原水及び浄水費で103万4,000円を増額、配水及び給水費で30万9,000円を増額、総係費で65万5,000円を増額し、合わせて199万8,000円を増額いたします。内容については、4月の人事異動及び8月の人事院勧告による給料、手当、賞与等引当金繰入額、法定福利費の人件費で、詳細は内訳欄のとおりでございます。

議案にお戻りください。その他説明書としまして、水補2ページには予定キャッシュ・フロー計算書を、3ページ、4ページには給与費明細書を、5ページから7ページには予定貸借対照表をお示ししております。

以上、議案第69号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第70号 令和6年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

議案の次のページをお開きください。

この補正予算は、人事院勧告による人件費の補正をお願いするものでございます。

補正予算の第2条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の支出を81万8,000円追加し、4,851万8,000円にしようとするものです。

また第3条では、予算第8条に定めた職員給与費を81万8,000円追加して、950万5,000円とします。

次のページからの補正予算に関する説明書の工水補1ページに実施計画を添付しておりますが、説明につきましては、議案第70号資料をご覧ください。

収益的収入及び支出の支出です。

営業費用において、送水及び配水費を81万8,000円増額いたします。内容については、8月の人事院勧告による給料、手当、賞与等引当金繰入額、法定福利費の人件費で、詳細は内訳欄のとおりでございます。

議案にお戻りください。その他説明書としまして、工水補2ページには予定キャッシュ・フロー計算書、3ページ、4ページには給与費明細書、5ページから7ページには予定貸借対照表をお示ししておりますので、併せてご参照ください。

以上、議案第70号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第71号 令和6年度福崎町下水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

議案の次のページをお開きください。

この補正予算は、職員の人事異動及び人事院勧告による人件費の補正をお願いするものでございます。

補正予算の第2条では、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の、支出を649万8,000円減額し、10億237万2,000円にしようとするもの

です。

第3条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出です。

予算第4条本文括弧書き中、不足する額を3億8,475万9,000円に改め、その補填額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を1,273万5,000円、過年度分損益勘定留保資金を4,362万6,000円、当年度分損益勘定留保資金を3億1,976万7,000円及び繰越利益剰余金を863万1,000円に改めるとともに、次のページ上段の表、資本的支出を38万4,000円追加し、9億4,915万9,000円といたします。

次に第4条では、予算第8条に定めた職員給与費を605万円減額し、5,856万8,000円に、第5条では、利益剰余金の処分額を863万1,000円に改めます。

それでは補正内容についてご説明申し上げます。

補正予算に関する説明書、下水補1ページ、2ページに実施計画を添付しておりますが、説明につきましては、議案第71号資料をご覧ください。

この資料は、各、目や節ごとに補正予定額と、その右には、公共、農集、個別のセグメントごとの内訳をお示ししております。

まず、1ページ上段は、収益的収入及び支出の支出です。

営業費用において、処理場費を810万4,000円減額、総係費を160万6,000円増額し、差引き649万8,000円を減額いたします。内容については、処理場費の減額は、人事異動による職員数の減が主な要因。総係費の増額は、人事院勧告により、給与、手当、賞与等引当金繰入額、法定福利費の人件費が増加したことによるものです。詳細は右の内訳欄のとおりとなっております。

次に、2ページをお開きください。

資本的収入及び支出の支出です。

建設改良費において、管路整備費を47万1,000円減額、雨水の管路整備費を85万5,000円増額し、差引き38万4,000円を増額いたします。内容については、収益的支出と同様、人事異動及び人事院勧告による人件費の増加によるものでございます。詳細は右の内訳欄に記載しております。

議案にお戻りください。その他説明書としまして、下水補3ページには予定キャッシュ・フロー計算書、4ページ、5ページは給与費明細書を、6ページから8ページには予定貸借対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上、議案第71号の説明とさせていただきます。3議案とも、よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

議 長 以上で、本定例会1日目の日程は全て終了いたしました。

次の定例会2日目は12月10日火曜日、午前9時30分から再開いたします。本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前11時11分